



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 951 条例改正請求に係る和歌山県議会の審議の結果 (市町村課)
- 952 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成17年度経営状況 (管財課)
- 953 一般競争入札による落札者の決定(総務事務集中課)
- 954 平成18年度地籍調査事業計画の策定 (地域振興課)
- 955 労働条件等実態調査の実施 (統計課)
- 956 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 957 " (")
- 958 有害図書等の指定 (青少年課)
- 959 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会推進課)
- 960 貸金業の登録の取消し (商工振興課)
- 961 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 962 " (")
- 963 " (")
- 964 " (")
- 965 " (")
- 966 " (")
- 967 " (")
- 968 保安林の指定施業要件変更予定 (")
- 969 " (")
- 970 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 971 日高港港湾計画の変更 (振興課)

告 示

和歌山県告示第951号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第3項の規定により平成18年7月和歌山県議会臨時会に付議した議案第142号和歌山県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例案は、平成18年7月19日同議会において否決された。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第952号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成17年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成17年度経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	764
加入戸数	831,881戸
共済委託契約金額	6,813,714,315,000円
火災共済掛金	1,129,150,667円
被災戸数	315戸
火災共済給付金	229,748,588円
特定給付金	15,092,093円
復興建築助成戸数	164戸
復興建築助成金	47,446,262円
住宅防火施設整備補助会員数	61
住宅防火施設整備補助金	29,026,500円
住宅災害見舞戸数	2,324戸
住宅災害見舞金	34,501,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,129,150,667円
建物管理の部収入	44,053,468円
その他の収入	393,085,077円
当期収入合計(A)	1,566,289,212円
前期繰越収支差額	68,186,931円
収入合計(B)	1,634,476,143円

(2) 支出

事業費	431,324,290円
管理費	232,538,975円
建物管理費	20,625,765円
特定預金等支出	896,188,789円
当期支出合計(C)	1,580,677,819円
当期収支差額(A)-(C)	▲14,388,607円
次期繰越収支差額(B)-(C)	53,798,324円

和歌山県告示第953号

データ保管庫（耐火金庫）の売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
データ保管庫（耐火金庫）
1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社クマヒラ
広島県広島市中区本通7番26号
- 5 落札金額
39,165,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,865,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年5月23日

和歌山県告示第954号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成18年度地籍調査事業計画を定めたので同条第5項の規定により公示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行う者の名称
岩出市、日高川町、白浜町
- 2 調査区域

郡市	市町村名	区 域 名
岩出市	岩出市	北大池の一部 中黒の一部 大町 水栖の一部

日高郡	日高川町	高塚の一部 川尻の一部 南大池
西牟婁郡	白浜町	滝頭の一部 中の一部

- 3 調査期間
平成18年7月28日から平成18年3月31日まで

和歌山県告示第955号

和歌山県統計調査条例（昭和26年和歌山県条例第31号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査の目的
県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度の実態を明らかにし、それらの改善と労使関係の安定に資するための基礎資料を作成するため。
- 2 調査事項
事業所の現況、賃金・労働時間、定年制、女性の活躍、育児・介護休業制度等、パートタイム労働者、公益通報者保護法、人事・労務管理
- 3 調査の範囲
事業所・企業統計調査（総務省統計局）に把握された県内に所在する次に掲げる事業所
(1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は主たる事業所）
(2) 常用雇用者が10人以上30人未満の単独事業所及び本所の中から無作為に抽出した598事業所
- 4 調査期日
平成18年7月31日現在で実施
- 5 調査の方法
郵送により調査票を配布し、回収する。

和歌山県告示第956号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月18日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日
平成18年7月18日

2 名称
特定非営利活動法人ハッピーボックス

3 代表者の氏名
笹尾恭子

4 主たる事務所の所在地
和歌山市布引543番地

5 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者が様々な福祉サービスを利用して、自らの生活を自分で選択し、主観的に組み立てられるように支援するとともに、自分の役割をもって一社会人として自立を目指し、誰もが住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第957号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月18日まで縦覧に供する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日
平成18年7月18日

2 名称
特定非営利活動法人南紀ひまわり会

3 代表者の氏名
屋敷満雄

4 主たる事務所の所在地
東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字中芝241番地8

5 定款に記載された目的
この法人は、地域に住む障がい者に対して、障がい者福祉に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓発活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第958号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成18年7月18日、指定した。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	ジェイスパーク 8月号	86257-08	トライマックス
月刊誌	PIN maga 7月号	不明	H(アッシュ)
雑誌	ミヒロスタイル!!	64176-83	三和出版
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
雑誌	破廉恥ハプニング大全	17492-8	雄出版
月刊誌	ザ・ベスト 8月号	14003-08	ベストセラーズ
雑誌	ホットヘブン関西版 163号	28022-7/14	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	スコラ 8月号	15401-8	スコラマガジン
雑誌	最新お宝写真ハプニング集秘蔵版 vol.7	66788-05	桃園書房
雑誌	女子アナお宝ハプニング集 vol.6	66788-15	桃園書房
雑誌	くりいむレモンマニアックス2	60214-29	インフォレスト
月刊誌	MAN-ZOKU関西 8月号	02203-8	シーズ情報出版
月刊誌	シティヘブン関西版 8月号	14273-8	ダブリュオウコーポレーション

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第959号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3061290163	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	中西優	ケアセンターおたっしや倶楽部那賀第二事業所さつき訪問看護ステーション	岩出市曾屋370-14	訪問看護	平成17.5.1
3070101757	株式会社すこやか	和歌山市小雑賀3-1-16	小林記代	ケアセンターすてっぷ	和歌山市小雑賀3-1-16	訪問介護	平成17.5.31
3061390005	医療法人南労会	大阪府港区弁天2-1-30	松浦良和	訪問看護ステーションあじさい	伊都郡かつらぎ町笠田中256-1	訪問看護	平成17.8.1
3070102565	特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会	和歌山市吹上2-2-32 東洋ビル1階	小川佐起子	和歌山ケアマネージャーの会訪問介護事業部カームⅡ	和歌山市吹屋町4-9-1	訪問介護	平成17.11.20
3071600047	社会福祉法人吉備町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	中山正隆	吉備町社会福祉協議会	有田郡有田川町角75-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.30
3071600013	社会福祉法人金屋町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	山崎博司	金屋町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援	平成18.3.30
3071600062	社会福祉法人清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町二川820-1	田中捷之	清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町二川820-1	訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援	平成18.3.30
3070100395	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	森嶷	アイリスケアセンター和歌山	和歌山市手平5-1-5 前田ビル1F	訪問介護・福祉用具貸与・居宅介護支援	平成18.3.31
3070103118	有限会社なぎさ	和歌山市湊桶屋町10 M&M2A	坂本民恵	ケアセンターなぎさ	和歌山市湊桶屋町10 M&M2A	訪問介護	平成18.3.31
3071200889	有限会社ネクストワン	岩出市山344	山田幸美	ピエロ介護相談室	紀の川市打田109-6-1	訪問介護	平成18.3.31
3071600575	有限会社ユーロコーポレーション	有田郡有田川町土生529-17	堺照治	ホームヘルパーステーションさかい	有田郡湯浅町湯浅2077-2	訪問介護	平成18.3.31
3072000106	紀州中央農業協同組合	御坊市湯川町財部668-1	伊奈寛雄	JA紀州中央訪問介護事業所	御坊市湯川町財部668-1	訪問介護	平成18.3.31
3072500352	那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	中村詔二郎	那智勝浦町デイサービスセンターゆうゆう	東牟婁郡那智勝浦町庄520	通所介護	平成18.3.31
3070102342	有限会社フロムはーと	和歌山市六十谷887-4	原元	ケアプランサービスフロムはーと	和歌山市島1-6	居宅介護支援	平成18.3.31
3071600120	有限会社みのり	有田郡有田川町徳田11179-5	森野統	みのり	有田郡有田川町吉原908	居宅介護支援	平成18.3.31

3011601048	森野統	有田郡有田川町徳田1179-5		みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908	通所リハビリテーション	平成18.3.31
3032210019	医療法人昌平会初山歯科医院	田辺市新万20-6	初山昌平	医療法人昌平会初山歯科医院	田辺市新万20-6	居宅介護支援	平成18.3.31
3072500451	串本町	西牟婁郡串本町串本1800	松原繁樹	串本町古座在宅介護支援センター	西牟婁郡串本町古座1035	居宅介護支援	平成18.3.31
3072300340	特定非営利活動法人和の会	新宮市緑ヶ丘3-4-1大前ビル2F	齋藤美栄子	居宅介護支援事業所いずみ	新宮市緑ヶ丘3-4-1大前ビル2F	居宅介護支援	平成18.3.31
3071300598	合資会社テンドライ	伊都郡高野町花坂745	妙中正明	テンドライ・ホームヘルプ&ケアタクシー	伊都郡高野町花坂745	訪問介護	平成18.4.1
3072500253	社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高瀬353	切土清之	古座川町在宅介護支援センター	東牟婁郡古座川町高瀬406	居宅介護支援	平成18.4.1
3070100049	有限会社春風会	和歌山市湊508	三木拓哉	春風会かたおなみ	和歌山市和歌浦東4-3-51	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.5.1
3072400512	社会福祉法人みどり会	和歌山市和佐中213-1	古梅嘉	みどり白浜デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町2927-1713	通所介護・介護予防通所介護	平成18.5.1
3071200954	チリ化成株式会社	紀の川市貴志川町丸栖721	小川量也	チリ化成株式会社	紀の川市貴志川町丸栖721	福祉用具貸与	平成18.5.1
3071600047	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田郡有田川町金屋7	中山正隆	有田川町社会福祉協議会吉備支所事務所	有田郡有田川町角75-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成18.6.1
3042210132	株式会社切目屋薬局	田辺市新万52	脇村明	切目屋調剤薬局	田辺市新万23-14-1	居宅介護支援	平成18.6.27
3072500402	有限会社ひまわり介護	東牟婁郡太地町太地4145	神澤肇	有限会社ひまわり介護	東牟婁郡太地町太地4145	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.6.30
3071300473	有限会社メディカル・ギア・エクウィPMENT	紀の川市桃山町最上1206-7	上住道人	デイサービスセンターこんにちは	橋本市高野口町応其36	通所介護・介護予防通所介護	平成18.6.30
3060190273	医療法人三光会	和歌山市粟250-3	三木保史	訪問看護ステーションきらり	和歌山市楠見中47-19	訪問看護	平成18.6.30

和歌山県告示第960号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 フィールド
- 氏名 藤崎昇
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市市小路102番地第2美恵荘6号

4 登録番号 和歌山県知事（1）第01373号

5 登録年月日 平成15年10月9日

6 行政処分の年月日 平成18年7月20日

7 行政処分の内容 登録の取消し

8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第961号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249

号) 第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字小藪川2418から2420まで、2420の2、2421 (次の図に示す部分に限る。)、2422、2423
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小藪川2420の2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第962号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
ある旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249
号) 第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字小藪川南原3023の1から3023の3まで、3024、3025、3025の2、3026から3028まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小藪川南原3027、3028 (以上2筆次の図に示す部
分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及

び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第963号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
ある旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249
号) 第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字滝頭
字北又282の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北又282の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第964号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
ある旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249
号) 第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡ささみ町周参見
字下戸川西側5105の2 (次の図に示す部分に限る。)、51
05の4、5106の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第965号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字大又字横谷236の3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第966号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町瀧本字中宇井588の1、589から591まで、593、594、601の1から601の3まで、601の5、601の6、602、603の1、604、字太曾根1109、1109の1、1109の2、字細野1110、1110の4、1111の2から1111の4まで、1111の8、1111の9、1113の5から1113の8まで、字出谷奥1115の1・1116の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1116の3、1116の4、1116の5・1118の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1118の2、1119(次の図に示す部分に限る。)、1119の1、1119の2、1119の4・1120の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1120の5、1121の1(次の図に示す部分に限る。)、1121の4、1121の6、字小足谷1137、1137の1、字足谷1138、1138の1、1139、1139の1、1140
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第967号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町西敷屋字西ノ谷723、724、1348の1から1348の9まで、1348の12、1348の51、熊野川町篠尾字西ノ谷1、2、4、6から10まで、10の1、11、11の1、12、12の1、939から942まで、943の1、943の2、944、944の1、945、946、948、948の1、949から953まで、954の3、字大森1146の1、1146の2、1146の16から1146の18まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第968号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字大谷467の1
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第969号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字瀧尻565、571から573まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第970号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月28日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2884	伊都郡かつらぎ町大字西飯降字東本135番1の一部、水路、里道	伊都郡かつらぎ町大字妙寺295番地 森本哲也	平成18.7.19	4.20 5.00	9.86 24.49

和歌山県告示第971号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、日高港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成18年7月28日

日高港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 木村良樹

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1151号によりその概要を公示した日高港港湾計画について、地域の活性化を目指した新たな港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更した。

単位：ヘクタール

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
塩屋	(16) 16	(7) 7	(1) 1	(27) 27	(5) 5	(11) 11	(66) 66

注1()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

- 2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部港湾空港振興局振興課